

第6章 景観形成の推進に向けた事項

6-1 景観形成の推進方針

(1) 景観の魅力を読み解き内外へと発信する

山岳霊場と熊野古道、海辺の景観など本市の景観の魅力や、市街地・農村など暮らしを取り巻く景観の魅力を読み解き、更なる魅力の向上を図るとともに、その価値を内外に広く発信することで観光の振興や交流人口の増加を目指します。

i) 地域の景観資源を保全し観光資源として活用する

市内には独特の風土・文化等に育まれた魅力ある景観資源があり、それらを観光資源として地域づくりに積極的に取り入れ、地域の暮らしとの共生を図りながら、市内の景観の魅力を多くの人々に伝えていく取り組みを推進します。

ii) 景観資源を収集し景観づくりに積極的に活用する

市内には有形・無形を含め暮らしの中で育まれた多くの景観資源が存在しており、外部からの視点も生かして、広く景観資源を収集し、その景観の価値を再認識するとともに、それらを地域の活性化等に生かすなど、景観づくりに積極的に活用します。

(2) 景観の向上につながる協働のまちづくりを推進する

市民にとって愛着のある身近な景観の価値の発見からはじまる景観づくりや、住民と一緒に取り組む市街地整備での景観づくりなど、地域に根ざした協働のまちづくりを促進します。

i) 景観に対する意識を高める

協働のまちづくりの礎となるよう、本市の景観が持つ魅力を学び、そしてその魅力を伝え、共有する取組等を通じて、景観に対する意識の向上に努めます。

ii) 市民や事業者による景観づくりの取組を支援する

市民や事業者による景観の向上や景観形成に関する普及・啓発に向けた自主的な取組を支援し、景観づくりの取組の拡大を図ります。

iii) 総合的な景観施策を推進する

景観法の活用と併せて、景観条例による市独自の施策や関連する施策（都市計画、農林、環境など）等とも連携を図り、総合的な景観施策を推進します。

6-2 景観形成の主体と体制

1. 景観形成の主体と責務

現在の景観は、その土地の地勢や気候が土台となり、人々の暮らしや営みによって地域特有の姿にかたちづくられてきたものです。したがって、建築物や土地活用に影響を及ぼす市民の生活行動や事業者の事業活動等に際して、それぞれが良好な景観の形成を意識することが、今後の景観形成に重要となります。

そこで、本計画では、市民や事業者等が地域社会の一員として様々な領域で主体的に景観形成に関わり、行政と協力、連携しながら景観まちづくりに取り組むものとし、それぞれの責務と役割を以下のとおり整理します。

(1) 市の責務

市は、良好な景観の形成に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、これを実施するとともに、公共用又は公用の施設の設置に関する事業（以下「公共事業」という。）を実施するにあたって、地域の特性に応じた良好な景観の形成に配慮するものとします。

また、良好な景観の形成に関する市民及び事業者の主体的かつ積極的な取組を促進するために必要な支援を行うものとします。

(2) 市民の責務

住宅の建設や敷地の緑化といった住まいづくり、地域の清掃・美化活動などの暮らし方を通じて、良好な街なみ景観が形成されます。市民は、居住や消費、生産など生活行動によって景観形成に最も影響を及ぼし、また、景観形成に最も重要な役割を果たす主体と言えます。

したがって、市民は、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければなりません。

(3) 事業者の責務

事業者は、自らが所有・管理または使用する土地や店舗・事務所、工場・倉庫、並びにその事業活動等が景観の形成に大きく影響することを認識し、その形態・意匠については周辺の街なみや環境に十分に配慮するなど、景観形成に影響を及ぼす事業活動に際し、良好な景観の形成に自ら努めなければなりません。

また、地域社会の一員として、市や地域等が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければなりません。

2. 景観形成の推進体制

(1) 景観行政の推進体制の整備

田辺市では、景観行政の主管を都市計画課に置き、市民や事業者等からの景観に関する相談に応じる窓口機能の役割を担うこととします。また、景観行政に関する協議や調整を行うため、田辺市景観審議会を運営するほか、必要に応じて庁内関係各課で構成する横断的な調整会議を設置し、他分野の行政施策との相互連携を図っていきます。

また、届出対象行為の建築物や工作物、サイン・看板類、造園等の設計・デザインに関して、市民や事業者からのより専門的な相談に対応するため、学識経験者や(一社)和歌山県建築士会等の専門家による景観アドバイザー制度等の活用も検討します。

(2) 景観形成に関する各種組織の設置

i) 田辺市景観審議会

良好な景観の形成に係る各種事案について、市長の諮問に応じて調査及び審議を行う場として、景観に関する学識経験者や関係団体・機関等で構成する「田辺市景観審議会※」を設置します。

当該審議会では、景観行政の運用において生じる重要事項調査し、景観形成に係る誘導・指導方針の改定や、特定景観形成地域・景観形成重点地区、景観重要建造物・景観重要樹木の指定など景観計画の見直し等について審議を行います。

【景観審議会－田辺市景観条例】

第31条 良好な景観の形成に関する重要な事項について、市長の諮問に応じて調査審議するため、田辺市景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、良好な景観の形成に関する重要な事項について、市長に意見を述べることができる。

ii) 景観協議会

景観計画区域における良好な景観の形成を継続的に図るため、必要に応じて景観法に基づく「景観協議会*」を組織するものとします。特に、行政や関連団体をはじめ多くの主体が関係する地域で景観形成に係る施策に取り組む場合は、積極的に景観協議会の組織化を図るものとします。

また、協議でまとまった事項については、これを尊重し、景観計画に反映することとします。

【景観協議会－景観法】

- 第十五条 景観計画区域における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うため、景観行政団体、景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者及び第九十二条第一項の規定により指定された景観整備機構（当該景観行政団体が都道府県であるときは関係市町村を、当該景観計画区域に国立公園又は国定公園の区域が含まれるときは国立公園等管理者を含む。以下この項において「景観行政団体等」という。）は、景観協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。この場合において、景観行政団体等は、必要と認めるときは、協議会に、関係行政機関及び観光関係団体、商工関係団体、農林漁業団体、電気事業、電気通信事業、鉄道事業等の公益事業を営む者、住民その他良好な景観の形成の促進のための活動を行う者を加えることができる。
- 2 協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の関係行政機関及び事業者に対し、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。
 - 3 第一項前段の協議を行うための会議において協議がととのった事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
 - 4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

iii) 景観整備機構

景観形成に関し、市民や事業者に対する啓発や情報提供、取組の支援などを行うとともに、景観重要建造物や景観重要樹木の管理などを行うため、要件を満たす法人については、景観法に基づく「景観整備機構*」の指定を行うものとします。また、指定した景観整備機構に対しては、特に市民や事業者への啓発や主体的な活動への支援の取組みを促していきます。

【景観整備機構－景観法】

- 第九十二条 景観行政団体の長は、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法第二条第二項の特定非営利活動法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、景観整備機構（以下「機構」という。）として指定することができる。
- 2 景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしたときは、当該機構の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
 - 3 機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。
 - 4 景観行政団体の長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

6-3 景観まちづくりの取組み

1. 景観まちづくりの推進方策

(1) 景観計画の策定・見直し

田辺市景観計画は平成29年3月に初版を策定・公表しましたが、社会情勢の変化や上位計画の更新・改定、地域における景観まちづくりの意識醸成、景観行政の運用に際して生じた課題等を踏まえ、必要に応じて見直しを行っていきます。

(2) 住民提案型景観形成地域

本市では、世界遺産の登録資産に隣接または近接する市街地、集落地の地区について、行政が主導して地区住民等の合意形成を図りながら、優先的に特定景観形成地域及び景観形成重点地区に位置づけ、その資産価値に相応しい良好な景観の保全及び形成に取り組むこととしています。

一方、世界遺産に直接的な関係がなくても、土地所有者、借地権者、まちづくりNPO、公益法人等が提案し、良好な景観を形成する上で重要であると認められる地域については、住民提案型景観形成地域に指定し、その特性を生かした良好な景観の形成を図るものとします。

住民提案型景観形成地域は、地域特有の良好な景観を有する地域若しくはこれから良好な景観の形成を進めていくことが適切な地域であって、住民による景観形成の気運が認められる地域を対象として指定を行い、本計画に基づく景観形成の取組を拡大していきます。

【住民提案型景観形成地域－田辺市景観条例】

- 第8条 景観計画の区域のうち、規則で定める規模以上の一団の土地の区域について、当該土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のために設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権」という。）を有する者（以下「土地所有者等」という。）は、1人で、又は数人が共同して、市に対し、当該土地の区域を景観計画に住民提案型景観形成地域として定める旨を提案することができる。この場合においては、当該提案に係る区域その他の規則で定める事項を記載した書面を添えなければならない。
- 2 まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成16年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人は、前項に規定する土地の区域について、市に対し、景観計画に住民提案型景観形成地域として定める旨を提案することができる。同項後段の規定は、この場合について準用する。
- 3 前2項の規定による提案（以下「地域提案」という。）は、当該地域提案の対象となる土地（国又は地方公共団体の所有している土地で法第7条第4項に規定する公共施設（第16条第1項において「公共施設」という。）の用に供されているものを除く。以下この項において同じ。）の区域内の土地所有者等の3分の1以上の同意（同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となっているその区域内の土地の地積との合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の3分の1以上となる場合に限る。）を得ているものであり、かつ、当該地域提案の内容が当該土地の区域において景観計画に定められた行為の制限を付加するものである場合に、規則で定めるところにより、行うものとする。

2. 景観形成の推進に向けた関係法令との連携

本計画に基づく景観形成の推進に当たっては、景観分野の施策だけでなく自然環境、農林水産、商工観光、都市計画、公共施設整備、市民活動支援など関連する他分野の施策との連携・協調を図りながら、総合的な取組を進めていくものとします。

(1) 建築基準法及び都市計画法

田辺地域の一部地域では、都市計画法による都市計画区域に指定されており、用途地域の容積率、建ぺい率の規制や、地区計画制度による景観形成の誘導、整備を促進し、市民や法人等の建築行為における景観形成を進めています。

景観法の効力は、建築物や工作物の形態・意匠や色彩に関しては特定届出対象行為に指定することで変更命令まで可能となりますが、高さ（最高限度、最低限度）や配置（壁面の位置）、敷地面積の最低限度等については勧告に留まります。

したがって、景観計画で目指す良好な景観の形成の実現に向け、建築基準法や都市計画法など他法令等との連携が不可欠となります。

特に建築物の建築等の行為については、本市の特性やこれまでの都市計画の経緯を鑑みながら、景観法の規定に基づき「景観地区」や「準景観地区」の指定を必要に応じて検討するなど、都市計画法を積極的に活用することで、良好な景観形成の誘導に努めます。

【景観地区に関する都市計画－景観法】

第六十一条 市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域内の土地の区域については、市街地の良好な景観の形成を図るため、都市計画に、景観地区を定めることができる。

2 景観地区に関する都市計画には、都市計画法第八条第三項第一号及び第三号に掲げる事項のほか、第一号に掲げる事項を定めるとともに、第二号から第四号までに掲げる事項のうち必要なものを定めるものとする。この場合において、これらに相当する事項が定められた景観計画に係る景観計画区域内においては、当該都市計画は、当該景観計画による良好な景観の形成に支障がないように定めるものとする。

- 一 建築物の形態意匠の制限
- 二 建築物の高さの最高限度又は最低限度
- 三 壁面の位置の制限
- 四 建築物の敷地面積の最低限度

(2) 建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例

本市では、建築物等の外観について、周辺の良い景観に対し著しい支障となる状態を制限するため、破損や腐食等が生じないように、和歌山県の「建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例」を踏襲し、建築物所有者等の関係者に対し維持保全の責務を定めています。

本市では、本市の景観計画並びに景観条例の運用によって新規の建築行為等における良好な景観形成への誘導に取り組むとともに、同条例を活用し、周辺の良い景観に対し支障とならないよう、老朽建築物等の所有者に適切な維持管理を促します。

(3) 田辺市歴史文化的景観保全条例

平成17年5月1日条例第199号
改正 平成22年3月31日条例第8号
平成24年3月30日条例第11号

田辺市歴史文化的景観保全条例

(目的)

第1条 この条例は、我々の祖先がのこしてきた貴重な文化遺産とそれを取り巻く優れた景観を保全するために必要な事項を定め、これらを後世に継承することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、この条例の目的を達成するための基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。

(市民及び事業者の責務)

第3条 市民及び事業者は、自ら進んで景観保全に努め、市が実施する景観の保全に関する施策に協力しなければならない。

(景観保全地区の指定)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する地域のうち、特に市民に親しまれ、かつ、市民の誇りとなる景観を有する地区を景観保全地区（以下「保全地区」という。）として指定することができる。

- (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）の規定により指定された重要文化財又は史跡、名勝若しくは天然記念物（土地又は土地に定着したものに限る。）を有する地域
- (2) 歴史的な意義を有する街並み又は文化施設の背景となり一体となった豊かな自然を有する地域
- (3) 計画的に景観保全を図る必要があると市長が認める地域
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める地域

2 前項に定めるもののほか、景観保全地区の告示及び指定に関し必要な事項は、規則で定める。

(行為の許可)

第5条 保全地区において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為並びに通常管理行為、軽易な行為及びその他の行為であって、規則で定めるものについては、この限りでない。

- (1) 建築物その他の工作物（広告物その他これに類するもの（以下「広告物等」という。）を除く。）の新築、増築、改築又は外観の色彩の変更
- (2) 広告物等の設置又は形態若しくは外観の色彩の変更
- (3) 土地の形状の変更
- (4) 鉱物の掘採又は土石の採取
- (5) 水面の埋立て
- (6) 木竹の伐採

2 市長は、前項各号に掲げる行為で規則で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

3 市長は、第1項の許可に必要な条件を付することができる。

4 市長は、第1項の許可をする場合には、必要に応じ、田辺市景観保全審議会の意見を聴くことができる。

5 保全地区が指定され、又はその区域が拡張されたときに、当該保全地区内において第1項各号のいずれかに掲げる行為に着手している者は、同項の規定にかかわらず、引き続きその行為をすることができる。

(国の機関等に関する特例)

第6条 前条第1項の規定は、国又は他の地方公共団体の機関（以下「国の機関等」という。）が行う行為については、適用しない。この場合において、当該国の機関等は、その行為を行おうとするときは、あらかじめ市長と協議しなければならない。

（適用除外）

第7条 次に掲げる場合には、第5条第1項の許可に係る申請又は前条の規定による協議を要しないものとする。

- （1）法第43条若しくは第125条又は和歌山県文化財保護条例（昭和31年和歌山県条例第40号。以下「県条例」という。）第12条の規定により、現状変更の許可を必要とされる行為であって、文化庁長官又は和歌山県教育委員会の許可を得たもの
- （2）法第43条の2若しくは第127条又は県条例第11条第7号の規定により行う修理若しくは復旧
- （3）法第168条第1項第1号又は第2項の規定により文化庁長官の同意を必要とされる国の機関が行う行為であって、当該同意を得たもの
- （4）文化庁又は和歌山県教育委員会の所管する補助金の交付を受けて実施する文化財の保存に関する事業
- （5）森林法（昭和26年法律第249号）において定める森林経営計画の認定を受けた木竹の伐採であって、当該森林経営計画の計画内容に基づくもの
- （6）国有林野施業実施計画にのっとりた木竹の伐採
- （7）自然公園法（昭和32年法律第161号）第10条の規定により国立公園事業として行われる行為
- （8）自然公園法第20条第3項の規定により許可を必要とされる行為であって、環境大臣又は和歌山県知事の許可を得たもの
- （9）自然公園法第68条の規定により協議を必要とされる国の機関が行う行為であって当該協議が整ったもの

（審議会の設置）

第8条 市長の諮問に応じ景観保全に関する事項を調査審議するため、田辺市景観保全審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、景観保全に関し必要と認める事項について市長に意見を述べることができる。

（審議会の組織及び運営）

第9条 審議会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- （1）市民の代表者
- （2）学識経験者
- （3）市の職員
- （4）前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

2 前項に定めるもののほか、委員の任期並びに審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（勧告及び公表）

第10条 市長は、第5条第1項の許可を受けず、又は虚偽の申請により、景観を阻害する行為を行った者に対し、その行為の中止その他必要な措置をとることを勧告することができる。

2 市長は、正当な理由なく前項の規定による勧告に従わない者については、その事実を公表することができる。

（委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成17年5月1日から施行する。

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の中辺路町歴史的景観保全条例（平成14年中辺路町条例第24号）又は本宮町景観保全条例（平成14年本宮町条例第29号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成22年3月31日条例第8号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日条例第11号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

3. たなべ景観づくり協定

住民やまちづくり団体等が建築物等の形態意匠や維持保全のルールなど景観づくりに関して結んだ協定について、必要な要件を満たすものについては「たなべ景観づくり協定」として積極的に認定していくものとします。

認定された「たなべ景観づくり協定」は公表し積極的に広報を行うとともに、この協定を締結した景観づくり従事者はもとより、これから景観づくり活動に関する自主的なルールづくりを行っていかうとするものに対しても情報の提供、助言その他の必要な支援を行っていくことにより、地域における景観づくり活動の促進を図っていくものとします。

【たなべ景観づくり協定－田辺市景観条例】

第16条 おおむね一団の土地（公共施設の用に供する土地を除く。）の区域内の土地所有者等並びに当該おおむね一団の土地における良好な景観の形成のための活動（以下「景観づくり」という。）を行う者及び行おうとする者（以下「景観づくり従事者」と総称する。）は、その全員の合意により、景観づくりに関する協定を締結し、当該協定について市長の認定を受けることができる。ただし、当該おおむね一団の土地の区域内に借地権の目的となっている土地がある場合においては、当該借地権の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）協定の目的となる土地の区域（以下「協定区域」という。）

（2）景観づくりのための次に掲げる事項のうち、必要なもの

ア 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の形態又は色彩その他の意匠（以下「形態意匠」という。）に関する基準

イ 建築物の敷地、位置、規模、構造、用途又は建築設備（建築基準法第2条第3号に規定する建築設備をいう。）に関する基準

ウ 工作物（建築物及び屋外広告物（屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。以下この号において同じ。）を掲出する物件を除く。以下この条において同じ。）の位置、規模、構造、用途又は形態意匠に関する基準

エ 建築物又は工作物の維持保全又は利用に関する事項

オ 樹林地、草地等の保全又は緑化に関する事項

カ 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準

キ 農用地（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第3条第1号に規定する農用地をいう。）の保全又は利用に関する事項

ク その他景観づくりに関する事項

（3）協定の有効期間

3 第1項の協定には、前項各号に掲げるもののほか、協定区域に隣接した土地であって、協定区域の一部とすることにより一体的な景観づくりに資するものとして協定区域の土地となることを当該協定区域内の景観づくり従事者が希望するもの（以下「景観づくり区域」という。）を定めることができる。

4 第1項の認定を受けようとする景観づくり従事者は、地域住民に説明を行った上で、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

5 市長は、前項の規定による申請のあった協定が次に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、その協定を認定するものとする。

（1）法令の規定に違反するものではないこと。

（2）土地、建築物又は工作物の利用を不当に制限するものではないこと。

（3）前2号に掲げるもののほか、規則で定める基準に適合するものであること。

6 市長は、第1項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。